

令和7年1月17日

指定医療機関・薬局 各位

姫路市生活援護室

平素より、本市の生活保護行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、医療扶助オンライン資格確認に関するQ&Aを追加・修正しました。なお、ご質問を多くいただいた件については、今後Q&Aに追加していく予定です。

問い合わせ先

姫路市 生活援護室 医療担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2100 (直通)

## 内容

オンライン資格確認について .....	2
紙の医療券等の廃止について .....	5
医療券受領書の廃止について .....	7
医療要否意見書の返送について .....	7

## オンライン資格確認について

Q1 医療扶助オンライン資格確認とは何ですか。

A オンライン資格確認システムを利用し、①生活保護の受給の有無、②医療券・調剤券情報を確認する仕組みの事です。

Q2 生活保護受給者は全員マイナンバーカードを持っているのですか。

A 福祉事務所からもマイナンバーカード取得を呼びかけていますが、全員がマイナンバーカードの取得及び健康保険証の利用申込みを完了しているわけではありません。

Q3 生活保護受給者に対しては、マイナンバーカードでの資格確認の制度について周知していますか。

A 姫路市ウェブサイトへの掲載及び生活保護受給者への文書発送により周知しています。

Q4 オンラインで資格確認する場合は、生活保護受給者から福祉事務所への事前の受診連絡は不要になるのですか。

A 原則として、従来どおり生活保護受給者から福祉事務所への事前連絡が必要です。医療機関等からの福祉事務所への連絡については、Q10を参照してください。

Q5 受診時におけるマイナンバーカードでの資格確認は月初めの1回でよいですか。

A マイナンバーカードで資格確認を行うと、福祉事務所が資格確認実績ログを取得することができる仕組みとなっています。

頻回受診の早期指導に利用する場合もあるため、受診の都度、マイナンバーカードでの資格確認を行ってください。

Q6 マイナンバーカードを持っていない生活保護受給者の資格情報等は、オンラインで確認できないのですか。

A 確認できます。マイナンバーカードを持っていない生活保護受給者であっても資格情報、医療券・調剤券の情報は登録しています。Q7も参照してください。

Q7 紙の医療券が発行される場合とオンラインで資格確認を行う場合を教えてください。

A 令和7年1月29日より医療機関等が医療扶助オンライン資格確認を導入済の場合は、原則、紙の医療券等は発行されません。次の表のとおりです。(令和7年1月29日以降)

医療機関の状況 生活保護受給者の状況	医療機関等が医療扶助オンライン資格確認を導入済		医療機関等が医療扶助オンライン資格確認を未導入	
	紙	オンライン	紙	オンライン
マイナンバーカードを取得し、健康保険証の利用申込みが完了している	×	○	○	×
マイナンバーカードを取得していない、または、健康保険証の利用申込みが完了していない	×	○	○	×

※生活保護の申請直後等で福祉事務所にて資格情報を登録できていない場合、または、生活保護受給者の特別の事情によりオンラインでの資格確認が行えない等の場合は、紙の医療券等を送付します

Q8 マイナンバーカードが自宅にあり、医療機関に持参するのを忘れてしまった生活保護受給者の資格確認は、どのようにすればよいですか。

A オンライン資格確認システムを利用し、受給者番号による照会、または、医療機関コードによる一括取得によりご確認ください。

医療券等の情報が確認できない場合で、姫路市で生活保護を受給していることが分かっている場合は、医療券発行依頼書にて、医療券等の発行を依頼してください。

生活保護受給しているかどうか分からない場合は、従来どおり電話でお問い合わせください。

Q10も参照してください。

Q9 オンライン資格確認システムで資格確認を行ったら、資格情報、医療券・調剤券情報のいずれも確認できませんでした。なぜでしょうか。

A 福祉事務所において、資格情報等を登録できていない可能性があります。生活保護受給者から福祉事務所の担当ケースワーカーに相談するようお願いください。

また、資格情報等を登録できている場合でも、特別の事情によりオンラインでの資格確認が行えない場合があります。その場合は、紙の医療券等を送付します。

Q10 オンライン資格確認システムでの資格確認を行ったら、資格情報は確認できましたが、医療券・調剤券情報は「未委託」と表示されて確認できませんでした。どうすればよいですか。

A 福祉事務所において医療券等の発行処理を行い、そのデータをサーバーに連携した場合に、医療機関等で医療券等の情報を確認することができるようになります。資格情報は連携されており、医療券等がデータ連携されていない場合には、医療券等の情報は確認できず「未委託」と表示されます。

姫路市で生活保護を受給していることが確認できている場合は、医療券発行依頼書により医療券等の発行依頼を行い、発行処理日の翌日以降に、一括取得機能にて確認してください。

生活保護を受けているかどうか分からない場合は、従来どおりお電話にて保護受給状況の照会をしてください。次の表もご確認ください。

マイナンバーカードで受診	マイナンバーカードなしで受診
<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンラインで医療券等が確認できた ➡OK</li> <li>●資格情報は確認できたが、医療券等は確認できない ➡データ連携のタイミングにより後日確認できる場合もありますが、原則として福祉事務所に、医療券発行依頼を行い、後日、一括取得機能で医療券等を確認してください。</li> <li>●資格情報も医療券等も確認できない ➡電話でお問い合わせください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給者番号による照会・医療機関コードによる一括取得で医療券等を確認できた、または、紙の医療券等が届いた ➡OK</li> <li>●オンラインで医療券等を確認できなかったが、姫路市で生活保護を受給していることが分かっている場合 ➡データ連携のタイミングにより後日確認できる場合もありますが、原則として福祉事務所に、医療券発行依頼を行い、後日、一括取得機能で医療券等を確認してください。</li> <li>●生活保護受給状況も分からない場合 ➡電話でお問い合わせください</li> </ul>

Q11 オンラインで医療券等の情報を確認できるタイミングを教えてください。

A 原則、医療券・調剤券の発行日当日～翌開庁日までにサーバーにデータ連携を行います。データ連携完了後、1時間～1日程度で医療機関等においてご確認ください。

Q12 新たに生活保護を受給することになった患者について、オンラインでの資格確認はいつから行うことができますか。

A 福祉事務所にて資格情報等の登録が完了する必要があります。

生活保護の受給開始決定から登録の完了まで1か月程度かかる場合がありますので、しばらくお待ちください。それを過ぎてもオンラインでの資格確認ができない場合は、個別に福祉事務所へお問い合わせください。

Q13 当院では医療扶助オンライン資格確認に係るシステム改修は行ったものの、不具合により現在は使えない状態となっている。どうすればよいですか。

A 紙の医療券等を送付しますので、生活援護室医療担当まで連絡してください。

## 紙の医療券等の廃止について

Q14 当院は医療扶助オンライン資格確認を導入していないのですが、紙の医療券が廃止されたらどのように資格確認を行えばよいですか。

A 医療機関等が医療扶助オンライン資格確認を導入していない場合は、従来どおり紙の医療券等を送付しますので、紙の医療券等をご確認ください。

医療扶助オンライン資格確認導入により、生活保護受給の有無、医療券等の情報（本人支払額も含む）について、オンラインで確認できるようになります。現在、姫路市では40%程度の医療機関等が導入されています。導入がまだの医療機関・薬局においては、ぜひご検討ください。

Q15 医療扶助のオンライン資格確認を導入していないのに、紙の医療券が一部届かないのは何故ですか。

A 医療機関等のオンライン資格確認システムの設定が「医療扶助オンライン資格確認を利用する」となっている可能性があります。設定内容及び実際の医療扶助オンライン資格確認導入状況についてはシステム導入業者にお問い合わせください。

厚生労働省のウェブサイト ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25108.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html)) の「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」にも導入状況が掲載されていますのでご確認ください。

誤って「利用する」の設定にしている場合は、システム導入業者、または、オンライン資格確認コールセンター（0800-080-4583）にお問い合わせいただき、利用しない設定に変更した上で、福祉事務所までご連絡ください。

Q16 オンライン資格確認と並行して、紙の医療券・調剤券が送付されるのはいつまでですか。

A 令和7年1月29日以降は、オンラインで医療券等が確認できる場合は、紙の医療券等の送付は行いません。オンラインで医療券等を確認できない場合（福祉事務所で資格情報等の登録が未完了、特別の事情によりオンラインでの資格確認が行えない場合等）は、従来どおり、紙の医療券等を送付します。

Q17 紙の医療券・調剤券の廃止後、資格確認はどのように行いますか。

A マイナンバーカード、受給者番号による照会、または、医療機関コードによる一括取得にて資格確認を行ってください。

福祉事務所で資格情報等の登録が未完了、特別の事情によりオンラインでの資格確認が行えない場合等、一部の生活保護受給者については、従来どおり紙の医療券等を送付します。

システムの仕様については、各医療機関等のシステム導入業者にご確認ください。

Q18 オンライン資格確認を導入していますが、今までどおり紙の医療券等の送付をお願いしたいのですが。

A 医療機関等が医療扶助オンライン資格確認を導入済で、福祉事務所にオンラインで医療券等の情報を登録している方については、紙の医療券等は発行できません。オンラインで資格確認を行ってください。

Q19 紙の医療券・調剤券の廃止後、月途中で本人支払額（※）が変更になった場合の連絡はどのようになりますか。

A 本人支払額変更時は、従来どおり、お電話及び紙の医療券等の送付での連絡となります。データ連携も行いますので、オンラインでもご確認いただけます。

本人支払額変更の紙の医療券等の送付にはお時間をいただくことがありますのでご了承ください。

(※)通常、生活保護の方の医療機関等での窓口負担はありませんが、「本人支払額」が発生している一部の生活保護受給者については、医療費の一部を窓口で負担金として支払います。本人支払額は医療券等の本人支払額欄に記載しています。変更の可能性がありますので、毎月医療券等で確認してください。

月の医療費の合計が本人支払額を下回る場合や、その月に受診がない場合は、福祉事務所の担当者までご連絡ください。また、継続して月毎に異なる金額の本人支払額が発生している生活保護受給者が、当月の医療券等確認前に受診された場合は、福祉事務所の担当者まで本人支払額の確認をお願いします。

## 医療券受領書の廃止について

Q20 医療券受領書が廃止されますが、翌月の医療券の要・不要の連絡はどのように行えばよいですか。

A 従来行っていた、毎月の医療券の要・不要連絡の受付は令和7年1月診療分から廃止します。医療要否意見書により医療券が不要である旨を連絡してください。受診の必要がない方の医療券がお手元に届く場合もありますが、お電話やFAXでの中止連絡は受付できませんので、ご了承ください。

医療券は原則6か月間（一般の入院は3か月間）設定しています。7か月目（4か月目）以降の要否については市が定期的に医療要否意見書を発行しますので、継続して医療券が必要な場合は、医療要否意見書に必要事項を記入の上、ご返送ください。

医療券の継続が不要である場合（治癒、中止、転医済等）は、従来どおり医療要否意見書を白紙のままご返送いただくか、専用のウェブサイトから電子申請により連絡してください。

また、電子申請で連絡済みの白紙の医療要否意見書については、同封の医療券とともに保管してください。返送は不要です。

## 医療要否意見書の返送について

Q21 今後、医療要否意見書はいつまでに提出すればよいですか。

A 継続の医療要否意見書は、意見を求める日付(※)の約2か月前に送付しています。到着してから4週間以内を目安にご提出ください。

なお、継続の医療要否意見書以外のもの（新規入院や移送など）で、意見を求める日付が直近または過去のものについては、従来どおり、なるべく早くご提出ください。

(※)意見を求める日付とは、医療要否意見書上部記載の「(○年)○月○日以降」の日付を指します。

Q22 専用のウェブサイトからの電子申請はどのようにすればよいですか。

A 令和6年11月13日付で送付しました「紙の医療券・調剤券の一部廃止による事務の取り扱いの変更について」の項目4、または、令和6年12月11日付の「生活保護医療券発行依頼書の様式変更について」の項目2に記載の専用ウェブサイトアドレス（一般非公開）から専用サイトにアクセスし、必要事項を入力して手続きを行ってください。入力の際には医療要否意見書に記載の番号等が必要となりますので、福祉事務所から届いた医療要否意見書をお手元にご用意ください。

なお、電子申請を行うためには事業者アカウントの登録が必要です。個人としての登録では申請できません。案内に従って事業者アカウントの新規登録をするか、GビズIDでログインしてください。詳しくはヘルプ画面をご確認ください。